

○大雪消防組合議会事務局設置条例

〔平成6年12月27日〕
〔条例第6号〕

改正 平成25年12月24日条例第2号

（事務局の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第138条第2項の規定に基づき、大雪消防組合議会に事務局を置く。

（職員の設置）

第2条 事務局に、事務局長を置き、書記その他の職員を置くことができる。

2 職員の定数は、別に定めるところによる。

（委任）

第3条 法令又はこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。